

ユニフォーム規定

[目的]

本規定は、ソサイチリーグ加盟登録チームのユニフォームに関する事項について定める。

[ユニフォーム]

ユニフォームとは、シャツ、ショーツ及びストッキングの3点を総称したものをいう。

[ユニフォームの事前承認]

チームは、使用するユニフォームに関し、リーグ事務局の承認を得なければならない。

[着用義務]

チームは、公式試合において、事前に登録したユニフォームを着用しなければならない。

[選手番号]

- (1)選手番号は事前にリーグ事務局に登録し、シーズン途中の変更は認めないものとする。
- (2)選手番号は、0は不可とし、1~99までの整数とする。

[ユニフォームの色彩]

- (1)ユニフォームの前面と背面の主たる色彩は同じであるものとする。
- (2)シャツは以下の要件を満たすものでなければならない。
 - ①袖があること
 - ②審判員が常時着用するシャツの色(黒)と明確に判別し得る色彩であること
 - ③アンダーシャツを着用する場合は、袖の色がシャツの袖の主たる色と同じであること
もしくは、異なる色を着用する場合は全員が統一された色であること。
- (3)アンダーショーツまたはタイツを着用する場合は、その色はショーツの主たる色と同じであること。もしくは、異なる色を着用する場合は全員が統一された色であること。
- (4)それぞれのゴールキーパーは、他の競技者、審判員と区別し得る服装を着用しなければならない。
- (5)チームは公式試合会場に、正・副2組のユニフォームを持参しなければならない。

(6)主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており、判別しがたいと判断した時は、両チームの立会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。

(7)前項の場合、主審は両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びストッキングのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することが出来る。

[ユニフォームへの表示]

ユニフォームに表示できるものは、チーム識別標章(チーム名、チームエンブレムもしくはその両方)、選手番号、ホームタウン名または活動地域名、選手名、広告及び製造メーカー識別標章(製造メーカー名もしくは製造メーカーロゴマーク)とする。

(1)チーム識別標章

シャツには、チーム識別標章を必ず表示しなければならない。

シャツ以外へのチーム識別標章の表示は任意とする。チーム識別標章を付する場所及びサイズは次のとおりとする。

① シャツ(必須)

- ・チーム名を表示する場合

場所は前面とし、サイズは 300cm²以下とする。

- ・チームエンブレムを表示する場合

場所は胸とし、サイズは 100cm²以下とする。

※チーム名とチームエンブレムは併置することが出来る。

②ショーツ(任意)

- ・チーム名を表示する場合

場所は左右のどちらか前面に1か所とし、サイズは 12cm² (縦 2cm)以下とする。

- ・チームエンブレムを表示する場合

場所は左右のどちらか前面に1か所とし、サイズは 50cm²以下とする。

※チーム名とチームエンブレムは併置することが出来るが、左右どちらか同じ側とする。

③ストッキング(任意)

- ・チーム名を表示する場合

場所は左右に1か所ずつとし、サイズは12cm²(縦2cm)以下とする。

- ・チームエンブレムを表示する場合

場所は左右に1か所ずつとし、サイズは50cm²以下とする。

※チーム名とチームエンブレムは併置することが出来ない。

(2)選手番号

シャツの前面及び背面には、選手番号を必ず表示しなければならない。

選手番号は、服地と明確に区別し得る色彩(縞柄などであって明確な識別が困難なときには台地を付ける)かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。

選手番号の付する場所及びサイズは次のとおりとする。

①シャツ前面(必須)

場所は任意とし、サイズは縦10cm~15cmとする。

②シャツ背面(必須)

場所は中央とし、サイズは縦25cm~35cmとする。

③ショーツ(任意)

場所は前面の左右どちらか一ヶ所とし、縦10cm~15cmとする。

(3)ホームタウン名または活動地域名

表示は任意とし、場所及びサイズは次の通りとする。

- ・シャツの袖のどちらか一方、またはシャツのチーム識別標章の周辺とし、サイズ50cm²以下とする。

(4)選手名

表示は任意とし、場所及びサイズ・文字の種類は次の通りとする。

- ・背面の選手番号の上、サイズ縦7.5cm以下とする。

※当該箇所に広告表示がある場合は、選手番号の下とする。

- ・アルファベットで表記する。

(5)製造メーカー識別標章

表示は任意とし、場所及びサイズは次の通りとする。

①シャツの前面に、製造メーカー名または製造メーカーロゴマーク(以下ロゴマーク)を胸に1ヶ所とし、サイズ20cm²以下とする。

②シャツの両肩または両脇または両袖口のいずれかに、ロゴマークを一ヶ所とし、サイズ幅8cm以下とする

形状は、以下のいずれかとする。

- ・ 単独のロゴマークを1ヶ所のみ配置。
- ・ 同一のロゴマークを連続的に配置(各ロゴマーク間の距離は最大2cmとする)
- ・ 帯状のロゴマーク

・ ショーツ

① 前面または背面に、製造メーカー名またはロゴマークを左右のいずれかに1ヶ所とし、サイズ20cm²以下とする。

②両腰脇または両裾のいずれかにロゴマークを1ヶ所とし、幅8cm以下とする。
形状は、以下のいずれかとする。

- ・ 単独のロゴマークを1ヶ所のみ配置。
- ・ 同一のロゴマークを連続的に配置(各ロゴマーク間の距離は最大2cmとする)
- ・ 帯状のロゴマーク

・ ストッキング

① 任意の場所に、製造メーカー名またはロゴマークを左右1ヶ所ずつ(各20cm²以下)、または左右2ヶ所ずつ(各10cm²以下)とする。

②上端に、幅5cm以下とする。

形状は、以下のいずれかとする。

- ・ 単独のロゴマークを1ヶ所のみ配置。
- ・ 同一のロゴマークを連続的に配置(各ロゴマーク間の距離は最大2cmとする)
- ・ 帯状のロゴマーク

(7)その他

- ・ チームは、各国代表チーム及びプロクラブチーム等のレプリカの着用して公式試合に出場することは出来ない。

[広告の掲示]

- (1)ユニフォームに広告を掲示することを希望するチームは、リーグ事務局に申請し、承認を得なければならない。
- (2)申請は、スポンサーの名称、業種及び広告の内容、当該広告の体裁、デザイン、色彩などの必要事項を記入の上、リーグ事務局に提出しなければならない。
- (3)承認されたユニフォームの広告は、承認の日から当該登録年度の終了日まで有効とする。

[広告の様式]

- (1)広告は極端にユニフォームから突出してはならず、危険性のない適切な素材でなければならない。
- (2)広告の掲示は、1ヶ所につき、1社のみとする。
- (3)広告を掲示できる場所及びサイズは次の通りとする。
 - ・シャツ前面の選手番号上部または下部に1ヶ所表示できるものとし、300cm²以下とする。
 - ・シャツ背面の選手番号上部または下部に1ヶ所表示できるものとし、200cm²以下とする。
 - ・シャツ背面裾に1ヶ所表示できるものとし、サイズは150cm²以下とする。
 - ・シャツ両袖に1ヶ所ずつ表示できるものとし、50cm²以下とする。
 - ・ショーツ前面左右に1ヶ所ずつ表示できるものとし、80cm²以下とする。
 - ・シャツ前面鎖骨部分の左右に1ヶ所ずつ表示できるものとし、50cm²以下とする。

[広告の制限および停止]

- (1) 掲示される広告は公序良俗に反するものであってはならない。
- (2) 掲示された広告が不相当であると判断した場合には、リーグ事務局はチームに対し広告掲示を停止させることができる。

[表示の禁止]

ユニフォームには政治的、宗教的または個人的なスローガン、メッセージまたはイメージを表示してはならない。

[その他]

本規定に定めがない事項については、本連盟の判断に従うものとする。

[改定]

本規定の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

[施行]

本規定は、2016年11月1日から施行する。